

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員博士(法学)(慶應義塾大学)	杉田 貴洋
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員博士(法学)(慶應義塾大学)	山本爲三郎
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	柳 明昌

## 田中雄一朗君学位請求論文審査報告

田中雄一朗君が博士學位論文として提出した「日韓関係と歴史認識問題——『外交化』・『固定化』・『政治化』」は、二〇一〇年代以降の歴史認識問題をめぐり、時に外交的コミュニケーションすら成立しなくなる日韓関係の溝を、日本にとっての不可解と韓国にとっての当然の間に存在するギャップ生成の仕組みとして捉え、それが歴史的に形成されてきたプロセスを解明する研究である。

周知のように、日韓歴史認識問題の起点となったのは一九八二年の歴史教科書問題であった。それ以降日本と韓国の間ではたびたび歴史認識問題が外交問題化してきたが、その都度日韓双方の外交関係者の間で外交的な解決が図られてきたという歴史がある。ところが李明博大統領の竹島上陸(二〇一二年八月)に代表されるように、二〇一〇年代以降の日韓関係は長い間外交的なコミュニケーションが成立しなくなる状況に陥った。なぜこのような硬直化をもたらすようになったのか。この問いを解き明かすために、

本論文は歴史教科書問題、従軍慰安婦問題、靖国神社参拝問題の三事例を取り上げ、それぞれの時期における韓国主要紙の社説を緻密に分析し、社説のもとに形成される韓国における世論に着目した実証的な研究であり、労作である。

## 一 本論文の構成

### 第一章 はじめに

- 一 問題の所在
- 二 先行研究
- 三 事例
- 四 分析概念
- 五 仮説と本論文の目的
- 六 論文の構成
- 七 分析資料

### 第二章 報道と世論

- 一 世論形成と新聞社説
  - 二 韓国の政治的イデオロギー
  - 三 日本とのかわりで見える韓国の歩みと世論
  - 四 世論調査上の対日認識
- ### 第三章 日韓歴史教科書問題の萌芽と展開（一九八二年）
- 一 重要性

### 二 背景

### 第四章

日韓間の「従軍慰安婦」問題の萌芽と展開（一九九〇～一九九七年）

### 六 小 結

- 一 重要性
  - 二 背景
  - 三 外交関係
  - 四 内容分析
  - 五 言説分析
  - 六 小 結
- ### 第五章 日韓間の靖国神社参拝問題の萌芽と展開（二〇〇一～二〇〇六年）
- 一 重要性
  - 二 背景
  - 三 外交関係
  - 四 内容分析
  - 五 言説分析
  - 六 小 結

第六章 結 論

二 本論文の概要

第一章 はじめに

本論文を作成するにあたる研究上の基礎認識は、二〇一〇年代以降の歴史認識問題をめぐる日韓関係の現状には、日本にとつての不可解と韓国にとつての当然との間にギャップが存在し、これが日韓の外交関係において一方通行化する状況、すなわち外交的コミュニケーションを不成立させる状況を生んでいる、ということである。

日韓歴史認識問題については、これまで外交関係、大統領制、市民運動（団体）といった視点を重視する研究が多く、韓国世論や社会への視点が欠如していた。そのために、韓国世論の体系的分析が欠如しており、なぜ歴史認識問題をめぐる対日感情や対日認識が社会的対立を越えるのか、そうした社会的理解に基づいた韓国政府の行動はなぜどのように発生するのか、その仕組みについては解明されてこなかった。

そこで本論文では、次のような仮説を設定する。すなわち、日韓歴史認識問題は、「外交化」した問題が「政治化」するパターンを持っており、同問題の萌芽と展開の過程で

生じ、「固定化」していった特定の言説が、韓国政府が行う「政治化」を後押ししている。この仮説を実証するために、本論文が分析する事例は、歴史教科書問題（一九八二年）、従軍慰安婦問題（一九九〇年代）、小泉純一郎首相の靖国神社参拝問題（二〇〇〇年代の小泉純一郎政権期）の三つである。特に三事例が発生した萌芽期に着目するが、それは萌芽期が各事例の特徴を形作ったからである。

三事例の萌芽期とは、韓国と日本との間で最初に外交問題化した時期を指す。具体的には、日韓歴史教科書問題であれば日本各紙の誤報（一九八二年六月）から近隣諸国条項（一九八二年一月）の頃までの時期、従軍慰安婦問題については『ハンギョレ』に尹貞玉のコラム（一九九〇年一月）が掲載された頃から、アジア女性基金の韓国での事業開始（一九九七年一月）頃までの時期、靖国神社参拝問題については小泉純一郎政権期（二〇〇一年四月から二〇〇六年九月）となる。

分析にあたっては、韓国政治とメディアにおける保守と革新の差を考慮し、『朝鮮日報』、『東亜日報』、『京郷新聞』、『ハンギョレ』という韓国主要四紙を取り上げ、その中から日韓歴史認識問題に関連する社説を抽出した。新聞社説を取り上げる理由は、韓国では新聞社説が世論形成に多大

な影響をあたえてきたからである。新聞社説分析を通して、歴史認識問題と対日感情や認識を含む日韓関係という韓国世論の実態を浮き彫りにすることができる。

また社説の分析にあつては、メディア・フレームの概念、その中でもアジェンダ設定の概念に基づいて、内容分析と言説分析を行った。内容分析とはメディア・テキストを体系的、量的、客観的に記述する技法である。一方言説分析とは、特定の歴史的かつ社会的文脈の中で、社会的出来事が定義づけられ、意味づけられる過程に注目し、そのような過程で作用する諸規則や慣行を分析し、その作業を通じて社会の価値（観）の分布を探り当てる分析手法である。社説の内容分析と言説分析の過程で、アジェンダ設定を念頭に置いたフレーム分析を行った。これは、テキストの中からキーワードを選定し、そのキーワードからアジェンダを想定することで報道のフェーズやケースに応じた特定のフレームを割り当てる形式のメディア・フレーム分析である。

具体的には、教科書、慰安婦、靖国神社という個々の歴史認識問題の展開の過程で生まれる争点ごとに時期を区分してフレーム抽出を行い、内容分析としてそれぞれのフレームの形成要因と当該歴史認識問題の萌芽と展開を通じ

た韓国社会の同問題に対する理解の仕方を考察する。内容分析の考察を踏まえながら、当該新聞社説についても言説分析的なフレーム抽出を試み、歴史認識問題という争点の意味づけと韓国社会が抱く日本との付き合い方に関する理解との関係、すなわち社会的理解を明らかにする。

以上を要するに、本論文では内容分析と言説分析を組み合わせることで、歴史認識問題をめぐる対日言説は「固定化」し社会的対立を超えていくプロセスを明らかにし、「固定化」した社会的理解に基づいた韓国政府の行動による「政治化」が発生する仕組みを解き明かすことを目指している。なお、若干結論の一部を先取りする形になるが、本論文の分析の結果、韓国メディアの保革の距離感は固定的なものではなく、時代状況によるメディアのイデオロギー的立場の変化を浮き彫りにすることができた。

## 第二章 報道と世論

第二章では、韓国における報道と世論の関係についてまとめていく。

韓国社会を構成する多くの人々にとって、日韓の過去にかかわる問題は直接経験したことのない問題（間接経験争点）であるため、日韓歴史認識問題に関する韓国社会の理

解を構築してきたのは同時代のメディアである。メディアの報道内容には韓国人、韓国社会が元来持っている価値観が反映されており、特定の問題に対する社会的理解が反映された世論を形成していく。

本論文では世論形成の軌跡を分析するにあたり、ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』の議論に則り、新聞が国民統合や社会形成に寄与するものであると理解する。具体的には韓国主要紙の社説を利用する。新聞社説を利用する理由としては、他国と比較して、韓国の新聞社説が世論形成に寄与しているからである。本論文の扱う日韓歴史認識問題にかかわる韓国の新聞社説は、韓国社会に日本および日韓関係に関する語りを提供し得るものといえる。さらには社説の一般的な特徴として、共時的なニュースや時事的な問題をコンバクトに概観し、当該新聞社の意見が反映されたテキストという要素と役割がある。そのため社説には、ある特定の時期に韓国社会で歴史認識問題を顕在化させた要因や事例について、韓国社会に存在する価値観や理解の方向性が反映されている。

また、韓国政治と社会を特徴づけているイデオロギー的な対立軸は、新聞社の政治的な立場に影響をあたえてきた。韓国の政治や社会における保守と革新を考える際に鍵とな

る概念は、民族と国家の分断と反共産主義である。すなわち、韓国の保守と革新について考える際にポイントとなるのは、朝鮮民族（韓国では「韓民族」と表現する）という一つの民族が朝鮮半島に二つの異なる国家を形成しており、共産主義国家である朝鮮民主主義人民共和国は大韓民国の敵国にあたるとされている。ここから韓国では、保守とは反共産主義的な大韓民国を現行秩序として維持しようとする国家に正統性を見出す立場であるのに対し、革新は反共的な大韓民国という現行の秩序の変革のため韓（朝鮮）民族に正統性を見出す立場であるということになる。換言すると、韓国における保守の対立とは、国家主義対民族主義を対立軸としている。こうしたイデオロギーの対立軸は韓国の政治・社会や新聞社の保守という位置づけにも通ずる。さらに、本論文が分析対象としている一九八〇年代から二〇〇〇年代の韓国は政治経済的ポジションの変化に富んだ時期であった。日本の植民地支配からの解放後、非民主的な途上国として歩み始めた韓国は、一九六五年の日本との国交正常化を経て一九八〇年頃までには中進国に移行し、その後の民主化と経済発展を経て民主的な先進国へと昇り詰めていった。こうした韓国の先進国としての自信と自意識は、一九九八年の太陽政策や日韓パートナーシップ共同

宣言に象徴されるように、一九九〇年代末になると具体的な形となって現れてくるようになっていた。とりわけ日韓共同宣言では、韓国が長年ご法度としてきた日本文化を解禁したことが注目に値する。共同宣言やそれに伴う日本文化の解禁は、経済のみならず文化的にも韓国が日本に大きく遅れをとっていた時代の終焉を意味し、自信とプライドの表れでもあった。

こうした韓国のプライドの表れは歴史認識問題をめぐる日韓関係にも影響を及ぼした。歴史認識問題の発生以降、韓国メディアは日本の誤った(正しくない)歴史認識を問題として切り取って報道してきたが、一九九〇年代末以降は日本が先進国韓国のプライドを傷つけている典型的な問題として国民の世論形成において重要な役割を担うようになった。

### 第三章 日韓歴史教科書問題の萌芽と展開(一九八二年)

第三章では、一九八二年に発生した日韓歴史教科書問題と関連する『朝鮮日報』、『東亜日報』、『京郷新聞』の社説について内容分析と言説分析を行っている。

三紙の社説を分析した結果、一九八〇代の教科書問題に端を発する日韓歴史認識問題の萌芽と展開は、韓国が歴史

認識問題の「外交化」↓「政治化」↓再「外交化」のサイクルが存在し、それが定着していく過程であることを確認することができた。一九八二年の歴史教科書問題は、韓国における民主化運動が展開される文脈において、韓国で日帝経験者と非経験者の世代交代が起こる中で発生した最初の歴史認識問題であった。同問題は、韓国メディアが日本の歴史教科書に見られる誤った歴史認識や、同様の認識に基づいた日本の閣僚や政治家の発言を報道することで、韓国社会内に歴史歪曲といった理解が形成された。

当時の韓国社会は、日本の教科書検定制度や教科書記述内容について現在ほど多くの情報を有しておらず、教科書検定や記述内容における歴史歪曲というよりも藤村発言や松野発言などから垣間見られる日本側の歴史認識の方より問題視していた。韓国社会はこうした日本の歪曲された歴史認識の表出に満足のいく対処をしない、あるいはしてこなかった韓国政府に対して不作為を見出すに至った。韓国政府は、この時期に誕生した韓国政府の不作為といった世論に押される形で日本政府に正式に申し入れ(抗議)を行っていた。このことが歴史教科書問題、延いては日韓歴史認識問題が「外交化」する起源となったのである。日本政府は最終的に近隣諸国条項を発表したものの、韓国社会

としては不満が残る内容であり、日本の歴史歪曲の継続といった理解は残存することとなった。それでも歴史教科書問題は「政治化」には至らなかった。これには、一九八二年の日韓歴史教科書問題の萌芽と展開の中で、日本との付き合い方に関する韓国側のフレームが関係重視の一つしか存在しなかったことが関係していた。

一九八〇年代初頭の韓国は、一九七〇年代における高度経済成長を象徴する漢江の奇跡を経て、アジアNIE S（新興工業経済地域）の一角として中進国の地位に到達した時期にあった。そのため二一世紀とは異なり、北朝鮮との国力差も圧倒的ではなく、日本との国力差は歴然としていた。一九八〇年代前半の韓国の政治経済的なポジションは、いわば非民主的な中進国といったレベルであり、経済的には未だ円借款などに頼っている状況でもあった。このような状況で韓国社会は日本をどのように捉えていたかという点、協力相手として友好善隣関係を築いていくことが大前提となっていた。当時は保守政権を基本とした権威主義体制であり、その政権は対日関係を重んじる傾向にあり、世論の影響力も脆弱であった。加えて当時は革新的メディアも存在しておらず、社会的な分断や対立は起こり難い状況であった。こうした文脈の中で、冷戦期かつ民主化前に

当たると一九八二年当時の韓国社会は、関係重視という対日認識の下、社会統合がなされていたということである。この対日関係重視による社会統合下においては、近隣諸国条項は日本政府からの一定の善処であり、仮に同条項に対して歴史歪曲といった理解が示されたとしても、それが韓国政府を後押しする世論の力となって、反動を示させるまでには至らなかった。

このように一九八二年の日韓歴史教科書問題は、冷戦という国際情勢、日韓の国力（経済力）の格差、権威主義体制における強権的な政治、メディアの非多様性とそれに伴う世論の影響力の脆弱性、関係重視という対日認識による韓国社会の統合といった要因が複雑に絡み合った結果、「外交化」の範疇で展開することとなった。このことは、一九八二年の教科書問題の時点では、歴史認識問題が「外交化」し、「政治化」し、再び「外交化」するといったサイクルがまだ形成されていなかったことを意味していた。

#### 第四章 日韓間の「従軍慰安婦」問題の萌芽と展開（一九〇〇〜一九九七年）

第四章では、一九九〇年から一九九七年における日韓間の「従軍慰安婦」問題に関連する『朝鮮日報』、『東亜日



報』、『京郷新聞』、『ハンギョレ』の社説について内容分析と言説分析を行っている。

教科書問題が発生して数年経った一九八〇年代の半ばから後半にかけて、韓国では民主化運動がより盛んになっていった。その過程で反権威主義体制としての社会運動が激しさを増し、遂には一九八七年に民主化を成し遂げた。一九六一年以来継続していた朴正熙（在位一九六二年から一九七九年）、全斗煥（在位一九八〇年から一九八八年）の軍政権は終わりを告げ、韓国社会には政治、政権やメディアの世界を中心に保守と革新の差が生まれていった。一九九〇年に口火を切った従軍慰安婦問題は、折から高まっていた女性運動の機運に後押しされ、韓国社会における被害者探しに始まり、実際の被害者が見つかる、証言から訴訟へと発展していった。韓国政府は慰安婦問題について日本政府に対応を求め、一九六五年体制を理由に責任回避的な対応を繰り返した。そのために韓国社会はなかなか状況を進展させられない韓国政府に不作為を見出し、韓政府は世論に押される形で日本政府に正式に真相究明を要求し、ここに従軍慰安婦問題が「外交化」するに至った。

被害者たちの提訴からおよそ一か月後、日本で状況を一变させる事態が発生した。一九九二年一月に『朝日新聞』が従軍慰安婦問題に関して軍閥と報道すると、日本政府は慰安婦問題について自主的かつ積極的に対処していく道を迫られた。日本側は真相究明と補償に替わる措置の検討を発表した。韓国側は真相究明の過程で日本の責任が資料でも裏付けられることを期待したが、一九九二年七月の第二次加藤談話はその期待を裏切るものであった。しかも第二次加藤談話発表後も日本政府は外交問題としての対処は続けており、韓国政府も慰安婦問題の解決策の策定を事実上日本政府に丸投げしている状態であった。韓国政府は日本側の動向を見守り、第二次加藤談話やその後に訪れた暫くの硬直状態に対してすぐに反動を示すようなことはしなかった。

第二次加藤談話後、しばらく小康状態が続いていた従軍慰安婦問題は、韓国での大統領の交代と米朝核危機の発生といった環境の変化によって再び動き出した。一九九三年に政権の座についた金泳三大統領が、同年の北朝鮮の NPT（核兵器の不拡散に関する条約）脱退を受けて物質的補償は求めない旨を発表すると、日韓の歩み寄りから慰安婦問題の交渉と真相究明作業は大きく進展し、同年の河野談



話やアジア女性基金へと繋がった。こうした慰安婦問題の外交的帰結は、米朝核危機といった安全保障上の重大な懸念の表出を理由に、韓国政府が当時慰安婦問題の肝となっていた強制をめぐる日韓の認識の違いを不明瞭にする方法で、当時三つに割れていた対日認識のうち対日関係重視を選択した結果であった。

しかし、一九九六年二月のクマラスワミ報告によって日本が強制を認めていないことが明らかにになると、慰安婦問題をめぐる日韓の外交的協力は終焉を迎えた。先進国韓国としてのプライドが芽生え始めていた時期に、一部ではあれ認められたはずの強制が認められなくなることが明らかになり、プライドを傷つけられた韓国社会には、この期に及んで強制という法的責任を回避しようとする誠意なき日本への不満が蓄積していった。その結果、韓国政府はアジア女性基金に対して反動を示し、被害者の納得のいく措置を求めるに至った。韓国政府によるアジア女性基金の拒否は、日韓歴史認識問題の発生以来、韓国政府が初めて明確に日本政府の外交的解決策に反動を示した瞬間であり、問題が「政治化」した瞬間であった。

各紙社説によると、各会は従軍慰安婦問題の萌芽と展開を経て、同問題について概ね被害者の証言から強制があっ

たことは明らかであり、問題の解決のためには真相究明と法的責任を認定した上での補償（あるいは賠償およびその他付随措置）が必要であるといった理解を持つようになっていた。クマラスワミ報告とそれに対する日本の対応は、強制に代表される法的責任の回避であり、こうした日本の誠意のなさは、先に述べた社会的に統合された韓国社会の理解に反するものであった。そのため、韓国政府は反動としてアジア女性基金は法的責任を回避する民間基金であるとして拒否し、問題を「政治化」させたのである。

日韓間の従軍慰安婦問題の展開は、民主化による社会の価値観が多様化し、世論とメディアの影響力が強まってくる中、韓国政府が社会的に統合された理解に則って動いていく基礎を作り出した。『ハンギョレ』に代表される民主化による革新メディアの台頭は韓国社会に保守と革新との対立を生み、対日認識についても例外ではなかった。このような社会的対立がある中で、韓国社会を統合させる役割を担ったのが、従軍慰安婦問題に関する理解であった。韓国メディアでは『朝日新聞』の軍閥と報道以来、河野談話後の一時期を除いて、誠意フレーム、すなわち従軍慰安婦問題については日本に非があるといった理解がほぼ一貫して表出していた。こうした一貫した理解の表出は、慰安婦

問題に関して日本に誠意がない、日本が悪いといった特定の理解の定着や言説の「固定化」を意味した。同時に韓国政府は、こうした「固定化」した理解を日本政府に押し付けることで、従軍慰安婦問題を「政治化」させたといえる。韓国政府によるアジア女性基金の拒否は、従軍慰安婦問題の解決策の策定を再び外交の場に戻した（再「外交化」）。ところが日本政府は韓国側の要求を「無視」し、一九九七年一月には韓国におけるアジア女性基金事業が開始された。このような日本からの一方通行的な対応は、韓国社会の大きな反発を招き、事業は中断に追い込まれた。これ以降、日韓間の従軍慰安婦問題は、強制という名の法的責任の承認をめぐる、「政治化」(→再「外交化」)↓「政治化」が繰り返されていくこととなった。

こうして一九九〇年代の従軍慰安婦問題が築いた「外交化」した歴史認識問題が「政治化」し、再び「外交化」していくサイクルの基礎が構築された。クマラスワミ報告後の時点では従軍慰安婦問題といった個別の問題に限定されたものだった。ところが次章で議論するように、当初には個別の問題に対してのみ成立していたサイクルが、二〇〇〇年代に入ると歴史認識問題全般に及ぶようになったのである。

## 第五章 日韓間の靖国神社参拝問題の萌芽と展開 (二〇〇

### 一 (二〇〇六年)

第五章では、二〇〇一年から二〇〇六年の間における日韓間の靖国神社参拝問題に関連する『朝鮮日報』、『東亜日報』、『京郷新聞』、『ハンギョレ』の社説について内容分析と言説分析を行っている。

日本の小泉政権期にあたる二〇〇一年から二〇〇六年は、小泉首相による靖国神社参拝が毎年繰り返された期間であった。同時に靖国参拝以外にも、韓国社会にしてみると自国のプライドを傷つける日本側の身勝手な行動が顕著になっていった時期であった。韓国社会は、一九八〇年代に初めて歴史認識問題が発生して以来、日本政治の保守化を検証する動きを見せていたが、とりわけ小泉首相が二〇〇一年八月に最初の靖国神社参拝を行うや、保守化検証の動きに拍車がかかっていった。次第に韓国社会の日本政治動向を見る目は敏感になっていき、韓国社会は日韓の歴史認識に少しでもかわると考えられる問題、すなわち歴史や軍事を中心として過去の侵略を想起させるような事柄は、全て歴史認識問題の枠組みで理解するようになっていった。要するに、韓国社会における日本の保守化検証は、韓国社会が歴史認識問題と判断し得る対象の範囲を大きく広げていっ

たのである。

一方で、歴史を議論するか否かがネックになっていた以外、韓国社会は概ね日本との基本的な外交関係を重要視する理解を有していた。歴史については、主に革新勢力がこだわりを見せていたが、保守勢力だからといって歴史認識問題における日本を肯定しているわけではなかった。韓国社会では、外交関係における日韓関係の重要性は認めるが、歴史認識問題については譲歩できない状態、すなわち日本に非がある、といった理解で統合されていたといつてよい。こうした理解は、日韓間にまたがる様々な課題や問題を一律に歴史認識問題の枠組みで理解するようになる風潮と相まって、日本政府に対する、ある意味で強硬な韓国政府の行動にも反映されていくこととなった。

このような状況が日韓関係に一定の文脈をあたえていた。二〇〇一年から二〇〇六年の間で「政治化」が起りそうな機会は大きく二回あった。第一の時期は二〇〇一年一月から二〇〇二年五月の時期である。この時期は、新しい歴史教科書をつくる会の教科書問題がある中で、小泉首相が二〇〇一年に一回目の靖国神社参拝を行い、小泉首相の訪韓とAPEC（アジア太平洋経済協力）首脳会談を機に日韓首脳会談が開催された（「外交化」）後から、二〇〇二

年の二回目の靖国神社参拝の直後にあたる。第一の時期については、新しい歴史教科書をつくる会が作成した教科書の採択率の低さや新追悼施設案など日本側に肯定的に捉えられる要素もあった。それ以外にも二〇〇二年五月には日韓共催ワールドカップを控えていたほか、金大中大統領（在位一九九八年から二〇〇三年）の個人的な資質も手伝って「政治化」は避けられた。

第二の時期は二〇〇五年二月から一〇月である。これは、竹島の日条例からツー・トラック外交（政府間協議であるトラック一協議と民間有識者間の意見交換であるトラック二協議の組み合わせ）の発表時期にあたる。この時期は、靖国神社参拝など「歴史退行行為」を繰り返す日本への不満や日本に対して穏健な姿勢を貫く盧武鉉政権（在位二〇〇三年から二〇〇八年）への苛立ちが蓄積している中で、竹島の日条例が浮上した。二〇〇〇年代において日本政治の保守化検証が深まっていた韓国では、メディアを中心に竹島の日条例に対して敏感に反応した。竹島／独島問題は領土、主権、歴史を股にかけた問題であり、韓国社会の日本政府への不満や韓国政府への苛立ちが蓄積した状況下においては「政治化」の回避は困難であった。それでも盧武鉉大統領は、日韓関係は重要との理解からギリギリまで関

係の修復に尽力した。竹島独島問題については日本側も譲歩することはあり得ないため、日韓首脳会談ではこの手の進展の可能性が低い問題で正面から争うことを避け、小泉首相に靖国神社参拝をやめるよう促すなど、事態の進展が見込めそうな問題にアプローチすることで日本側からどうにかして肯定的要素を引き出そうとした。しかし、盧武鉉政権の努力も虚しく、二〇〇五年には第五回目にあたる小泉首相の靖国神社参拝が中止されることはなかった。小泉首相の五度目の参拝に限界を感じた韓国政府は、今度は靖国参拝に反動を示す形でツー・トラック外交を発表した。

ツー・トラック外交には、韓国社会の日本との付き合い方に関する理解、すなわち、日本との基本的な外交関係は重要だが、歴史認識問題については譲歩できないという社会的に統合された理解が反映されたものであった。一九八〇年代から続く歴史認識問題を経て、韓国社会では歴史認識問題は総じて日本に非があるという理解と、それでも日韓の基本外交関係は重要であるという理解を形成していた。基本外交方針とは日本との外交関係において歴史を議論するか否かを選択的にするものであり、こうした方針は歴史認識問題に関する理解と対日認識に関する理解を融合したものであった。

以上を要するに、小泉首相の靖国神社参拝問題は、首相による一度目の参拝により、それが首脳会談の場に持ち出されて「外交化」した。その後、日本政治の保守化検証の動きが相まって、日韓に跨がる諸問題のうち少しでも歴史や軍事にかかわれば、何でも歴史認識問題として考えられる傾向が出てくるようになった。結果として、韓国社会では歴史認識問題は総じて日本に非があるといった理解を形成していった。そして竹島の日条例制定の動きが開始めると、韓国政府の不作為といった理解も相まって、反動が示され問題は「政治化」した。ここで「政治化」した問題は日韓関係の重視といった理解により、再び外交の場に戻された。具体的な成果が得られない中、小泉首相の五度目の靖国神社参拝を受けて、韓国政府がツー・トラック外交という方針を靖国神社参拝に対する反動として示し、再び問題が「政治化」していった。こうして二〇〇〇年代の韓国社会では、日韓歴史認識問題について、「外交化」↓「政治化」↓再「外交化」といったサイクルをたどるようになっていったのである。

## 第六章 結論

本論文での議論をまとめると以下のようになる。

一九八〇年代の教科書問題に端を発する日韓歴史認識問題の萌芽と展開は、韓国が歴史認識問題の「外交化」↓「政治化」↓再「外交化」のサイクルを獲得していくプロセスであった。本論文で取り上げた三事例では、すべて萌芽期に外交問題としての対処が図られたものの、後に日本側から示された何らかの行動に対して韓国政府が反動を示すことで日韓外交が一方通行化した。本論文では、「外交化」、「政治化」という鍵概念を提示した。本稿での「外交化」とは歴史認識問題が「外交問題」として取り扱われるようになること、「政治化」とは一度「外交化」し、何らかの対処がなされたはずの事柄について、日本側の対応そのものや、問題にかかわる韓国としては受け入れ難い言動や行動に対して、韓国政府が「反動」を示し、事態が一方通行化すること、と定義している。

本論文で扱った三事例からわかるように、「外交化」した問題が何らかのきっかけで「政治化」していると読み取ることができる。その上で世論調査を踏まえると、韓国人の多くが日本との過去は精算されていないと考えており、韓国政府が過去に「外交化」した問題を「政治化」させることについては、世論の後押しがあると見立てることができ。すなわち、日韓歴史認識問題には「外交化」した問

題が「政治化」していくというパターンがあり、「外交化」↓「政治化」のプロセスに韓国の世論が抱き込まれているということである。

また、教科書、慰安婦、靖国神社といったすべての問題が最終的には「政治化」していた。ここからは、「政治化」のプロセスに抱き込まれている世論は、それぞれの問題に個別的に存在しているのではなく、歴史認識問題や対日認識全般に通ずる、ある程度定まった社会的理解や言説が存在していると考えられる。こうした言説は教科書問題しかなかった一九八〇年代から定まっていたのではなく、およそ一〇年おきに新たな歴史認識問題が萌芽していく過程において定まっていたと考えるのが自然である。したがって、「外交化」↓「政治化」のプロセスに抱き込まれた世論というのは、一九八〇年代以降、歴史認識問題の萌芽と展開の中で定まっていた歴史認識問題や対日関係に関する社会的理解であると考えられる。要するに、歴史認識問題の萌芽と展開の過程で歴史認識問題や対日関係に関する言説が「固定化」していったということである。

日韓歴史認識問題の「政治化」とは、日本の行動に対して韓国政府がその時々に応じて社会的に統合された理解を選択し、反動を示していった結果であった。歴史認識問題

の「政治化」は、韓国の世論にも支えられていた側面が指摘できる。このように日韓歴史認識問題は、世論を抱き込みながら「外交化」→「政治化」→再「外交化」といったサイクルを形成し、その萌芽と展開の中で同問題とそれをめぐる対日認識に関する言説を「固定化」させていった。

韓国社会は、長年継続する歴史認識問題を経て、同問題については責任の所在を日本に見出しつつも、対日認識については歴史の議論さえ避けられれば重要であると理解するようになっており、こうした社会的理解は、民主化による多様化が進む中でも保革や貧富の差を問わず、ほぼ統合されていた。その結果、韓国社会における対日認識はいつしか日本との基本的な外交関係は重要だが、歴史認識問題については譲歩できないという言説で「固定化」されていった。そして韓国政府も、韓国社会で「固定化」した言説、すなわち世論に基づいた歴史認識問題への対処と対日関係の構築を行おうとした結果形成されたのが「外交化」→「政治化」→再「外交化」のサイクルであった。こうして日韓歴史認識問題は、民主化したことにより多様化が進んだ韓国社会を一時的ではあるかもしれないが一つにまとめあげる存在となり、「固定化」された言説形成の下、同問題の「政治化」は保革や貧富の差などを超えて韓国社会

を統合する役割を果たすようになっていった。

### 三 評価

田中君の論文は、二〇一〇年代以降の日韓関係をギクシャクさせていた歴史認識問題を、日本にとっての不可解と韓国にとつての当然の間に存在するギャップ生成の仕組みと捉え、その歴史的な形成プロセスを解明している。本論文の評価できる点は以下の通りである。

第一に、本論文が着目したのは、歴史認識問題をめぐる日韓関係には、民主化を背景としたメディアの影響力や社会的対立を超越した対日感情や対日認識が作用しているという点である。そこで本論文は、歴史認識問題をめぐる日韓関係を考えるには、韓国世論や韓国社会への視点の重要性を説いている。この点は従来の研究と比較すると際立つ特徴である。本論文は先行研究を作るにあたり、従来の日韓歴史認識問題に関する研究が、外交や制度（大統領制）、市民運動（市民団体）に偏重していた実態を危惧している。そのために韓国の世論や社会は体系的に分析されてこなかった。一九八七年以降に民主化の道をたどり始めた韓国社会の変化、その中で徐々に政治外交的に影響力を増してきた世論に対する視点が欠落していた。既存研究では世論



の体系的な参照と分析を怠ってきたために、韓国世論や社会が、どのように日韓歴史認識問題を形作ってきたのかについてはほとんど議論されてこなかったのである。これに対し、本論文は、従来はともすれば見落とされてきた韓国政府、社会の硬直的な態度が日韓の外交関係に影響を落とすようになった仕組みを解明し、これまでの歴史認識問題をめぐる日韓関係の理解に一石を投じる研究となっている。この点は大いに評価に値する。

第二に、本論文は、日韓歴史認識問題の「外交化」、「政治化」、言説の「固定化」に一定のパターンとメカニズムが存在していたことを解き明かしている。これを行うにあたり、本論文では仮説を提示し、それを実証するという手法を用いている。すなわち本論文では日韓歴史認識問題は「外交化」した問題が「政治化」するパターンを持つっており、韓国政府が行う「政治化」を後押ししているのが、問題の萌芽と展開の過程で生じ、「固定化」していった特定の言説である点を、韓国主要紙の社説分析を通して実証的に検証している。その上で、韓国の世論や社会といった視点からアプローチし、従来の研究では盲点となっていた韓国社会の実態と歴史的変遷を明らかにし、そこには一定のパターンが存在していたことを浮き彫りにしたことは評

価に値する。

実証研究のために本論文では、韓国主要四紙にあたる『朝鮮日報』、『東亜日報』、『京郷新聞』、『ハンギョレ』各紙の社説を読み解いている。三つの事例を研究するにあたり、本論文では総計で二六九本の社説を抽出した上で、歴史教科書問題では三九本、従軍慰安婦問題では九四本、靖国神社参拝問題では一三六本の社説の内容分析をし、それぞれの言説分析を施している。こうした網羅的な社説の収集と分析も評価に値する点である。またすべての社説の韓国語タイトルは論文末尾に附録として掲載されている。

第三に、日韓歴史認識問題の研究を日韓外交問題にとどめるのではなく、韓国地域研究の観点から地域研究のあり方に新しい視座を提示した点にある。韓国地域研究（韓国を研究対象とした地域研究）は国内政治社会研究にとどまることなく、政治と外交を組み合わせた政治外交研究が数多く存在し外交研究を軽視してきた、いわゆる開発途上国を対象とする地域研究とは一線を画する。そうした韓国地域研究にも弱点があり、それを補完する研究が本論文である。韓国における世論形成に着目した本論文は、従来の地域研究で弱点とされていたメディア研究の手法を導入したところに斬新性がある。韓国研究だけではなく現代政治や



社会に関心を寄せる地域研究者は、研究対象地域の新聞をはじめとするメディアに日常的に触れ、それを分析対象の一部に取り入れている。しかし地域研究者の中でメディア研究の手法を用いる研究は極めて限定されている。他方、メディア研究者はメディア研究の理論や概念を応用しながら事例研究を展開することに主眼を置き、自らの研究を地域研究と位置づけることは少ない。このように地域研究とメディア研究の間には不幸な溝が存在していた。その溝を埋めているのが本論文であり、メディア・フレーム論やアジェンダ設定というメディア研究では当たり前とされている分析概念や分析方法を地域研究の領域に応用した試みは高く評価できる。

第四に、本論文が日本のメディア研究や政治コミュニケーション研究に対して有意義かつ重要な知見を提供した点である。日韓間の歴史認識問題については日本のメディア研究や政治コミュニケーション研究でも高い関心が寄せられ、分析が進められてきた。しかし、メディア・フレーム論に基づく韓国の主要紙の体系的な分析はこれまで本格的に取り組まれてこなかった。こうした点から、本論文の方法論や知見は一連の研究領域において今後重要な参照点となりうると評価できる。

以上、本論文の意義について述べたが、本論文にも課題がないわけではない。

第一に、本論文は仮説実証型の体裁をとっているが、はじめに結論ありきの感が否めない。本論文で提示している仮説の作成過程(第一章五節)で用いているデータと事実関係は格段目新しいものではなく、従来の日韓歴史認識問題の研究からもある程度は類推できるものである。従来の研究と異なる本論文の独自性は、「外交化」や「政治化」のメカニズムではなく、韓国世論が「固定化」するメカニズムの抽出と解明にある。そのために仮説実証型ではなく、議論の立て方としては第四章から第六章での新聞社説分析の実証的検証の結果、日韓歴史認識問題をめぐる日本と韓国との間の外交関係の硬直化には一定のパターンとメカニズムの存在が明らかになったとするほうが説得力は増したと思われる。

第二に、田中君がメディア研究者というよりも韓国地域研究・韓国政治外交研究者であることを前提としても、分析にあたってはメディア・フレーム論の方法論や概念をより積極的に採り入れると分析と議論の説得力が増したと思われる。本論文はロバート・エントマンのフレーム分析の

手法に依拠している。確かにそれは政治コミュニケーション研究の主流のアプローチであり、本論文はそれを通じて体系的なフレームの抽出に成功している。その一方でメディア・フレーム論は近年、さまざまなアプローチや分析概念の検討が進んできた。それらの成果を参照することで、本論文のフレーム分析はさらに深みを増したであろう。

#### 四 結 論

以上のような問題や課題は残るものの、それらは田中君の今後の研究に対する期待を込めたものであり、全体として本論文の価値をいささかも損なうものではない。

以上より、審査委員一同は、田中雄一朗君の本論文を博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいと判断し、その旨をここに報告する次第である。

二〇二三年二月二四日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・Ph.D(政治学)	山本	信人
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士(法学)	山腰	修三
副査	慶應義塾大学名誉教授・法学博士	赤木	完爾

### 深沢瞳君学位請求論文審査報告

深沢瞳君の博士学位請求論文「ベトナムにおける民法典の成立と変容——『民法』の私法化と法の支配の醸成——」は、ベトナムにおける一九九五年民法典の制定から、二〇〇五年民法典を経て、二〇一五年民法典へと至る変容のプロセスを、その背景にあった国内外の経済事情の変化および開発政策をめぐる政治的対立との関連性に着目して分析するものである。それを通じて、深沢君は、ベトナム民法典が社会主義国家における市場システムの導入手段としての公法的な性質を帯びた民法典から、私法としての色彩を次第に色濃くし、私法の一般法としての民法典に接近してきたこと、そのことがベトナムにおける法の支配の漸次的な醸成プロセスに寄与しつつあることを明らかにしようとしている。本論文は、政府による開発政策の実施手段としての法改革が、既存の政治システムおよびその時々の経済状況から強く影響を受けつつも、法の支配の漸次的構築というプロセスを通じて、国家の経済的および政治的発